

北海道告示第 11193 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和3年1月25日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年9月24日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ恵庭

恵庭市黄金南7丁目18番1号、18番2号 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社チョダ	代表取締役 澤木 祥二	東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条東14丁目1番23号
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南2丁目11-31
株式会社ネオコーポレーション	代表取締役 岩佐 将典	札幌市中央区大通西14丁目1-14
株式会社もがみやフィッツカンパニー	代表取締役 最上谷 文昭	登別市若山町4丁目41番2号
北海道テレコムコンサルタン ト株式会社	代表取締役 小川 克弘	江別市野幌町76-4

株式会社AOKI	代表取締役 諏訪 健治	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番56号
----------	----------------	----------------------

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条13丁目 3 番25号	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地 1	
株式会社チョダ	代表取締役 杉山 忠雄	東京都杉並区荻窪 4 丁目30番16号	(ア)
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渚 2 丁目38番地	
ハミューレ株式会社	代表取締役 武居 秀幸	札幌市東区北34条東14丁目 1 番23号	
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目11番31号	
株式会社ネオコーポレーショ ン	代表取締役 小林 誠	札幌市中央区大通西14丁目 1 番地14	(イ)
株式会社もがみやフィツカ ンパニー	代表取締役 最上谷 文昭	北海道登別市若山町 4 丁目41番地 2	(ウ)
北海道テレコムコンサルタン ト株式会社	代表取締役 小川 克弘	北海道江別市野幌町41番地の 5	(エ)
株式会社AOKI	代表取締役 上田 雄久	横浜市都筑区葛が谷 6 番56号	(オ)

(4) 変更の年月日

令和 2 年 4 月 24 日 ほか

(5) 変更する理由

大規模小売店舗において、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更のため

2 届出年月日

令和 2 年 9 月 14 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 2 年 9 月 24 日 (木) から令和 3 年 1 月 25 日 (月) まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで、翌年の 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで